

平成 28 年 1 月 26 日

加古川市長 岡田 康裕 様

地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会

委員長 森脇 正

意 見 書

地方独立行政法人加古川市民病院機構より申請のあった重要な財産の譲渡に対する認可について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下、「法」という。）第 44 条第 2 項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第 44 条の規定に基づく重要な財産の譲渡については、認可することが適当です。

以上